

V 広域連合の事業運営に必要なシステムについて

V 広域連合の事業運営に必要なシステムについて

1. 広域連合が事務を実施するためのシステム（広域連合電算処理システム）

（1）システムの主な機能（国が提供）

① 移行業務

広域連合と市町村とのデータ授受、被保険者ファイルの創設、保険料の算定、被保険者証の一括作成などの事務が実施できるものとする。

② 経常業務

広域連合における資格関係業務、保険料関係業務、給付関係業務、市町村窓口関係業務などの事務が実施できるものとする。

※ レセプトの請求・支払事務については、国保連合会等において実施することを前提とし、当該システムでは対応しないものとする。

（2）ハード

① 構成

広域連合に設置する広域連合電算処理システムサーバ及び市町村に設置する窓口処理サーバを基本構成とし、広域連合と市町村の間は回線で接続するものとする。

なお、市町村内における広域連合電算処理システムと市町村の住基システム等の間のデータ授受方法については、個々の市町村の状況に応じて決定するものとする。

② 調達方法

広域連合電算処理システムのハード（広域連合電算処理システムサーバ・窓口処理サーバ）については、広域連合が調達するものとする。

（3）導入スケジュール

① 移行業務

ア ハードの調達、設置、ソフトのインストール等：19年4～6月頃

イ 運用試験：19年7～10月頃

② 経常業務

運用試験：19年11月～20年3月頃

※ 詳細なスケジュールについては、今後、関係者と調整

2. 市町村におけるシステム開発

(1) 住基・所得情報の提供

① 移行業務

ア 一括情報提供：19年10月頃

被保険者（20年4月1日において75歳以上の者等、以下同様）の基本情報（氏名、生年月日、性別、住所等）及び所得情報を提供する。

イ 異動情報提供：19年11月頃～20年3月

被保険者に関する異動情報及びそれらの者に係る所得情報を提供する。

② 経常業務

被保険者に関する異動情報及びそれらの者に係る所得情報を提供する。

(2) 保険料徴収

① 普通徴収

納付書の作成・送付、保険料収納（口座振替等含む。）、納付督促、保険料収納状況等の管理など、保険料の普通徴収に関する事務が行えるものとする。

② 特別徴収

特別徴収対象者の判定、特別徴収依頼情報の作成、保険料収納状況等の管理など、保険料の特別徴収に関する事務が行えるものとする。

(3) スケジュール市町村

① 移行業務

ア システム開発等：～19年8月頃

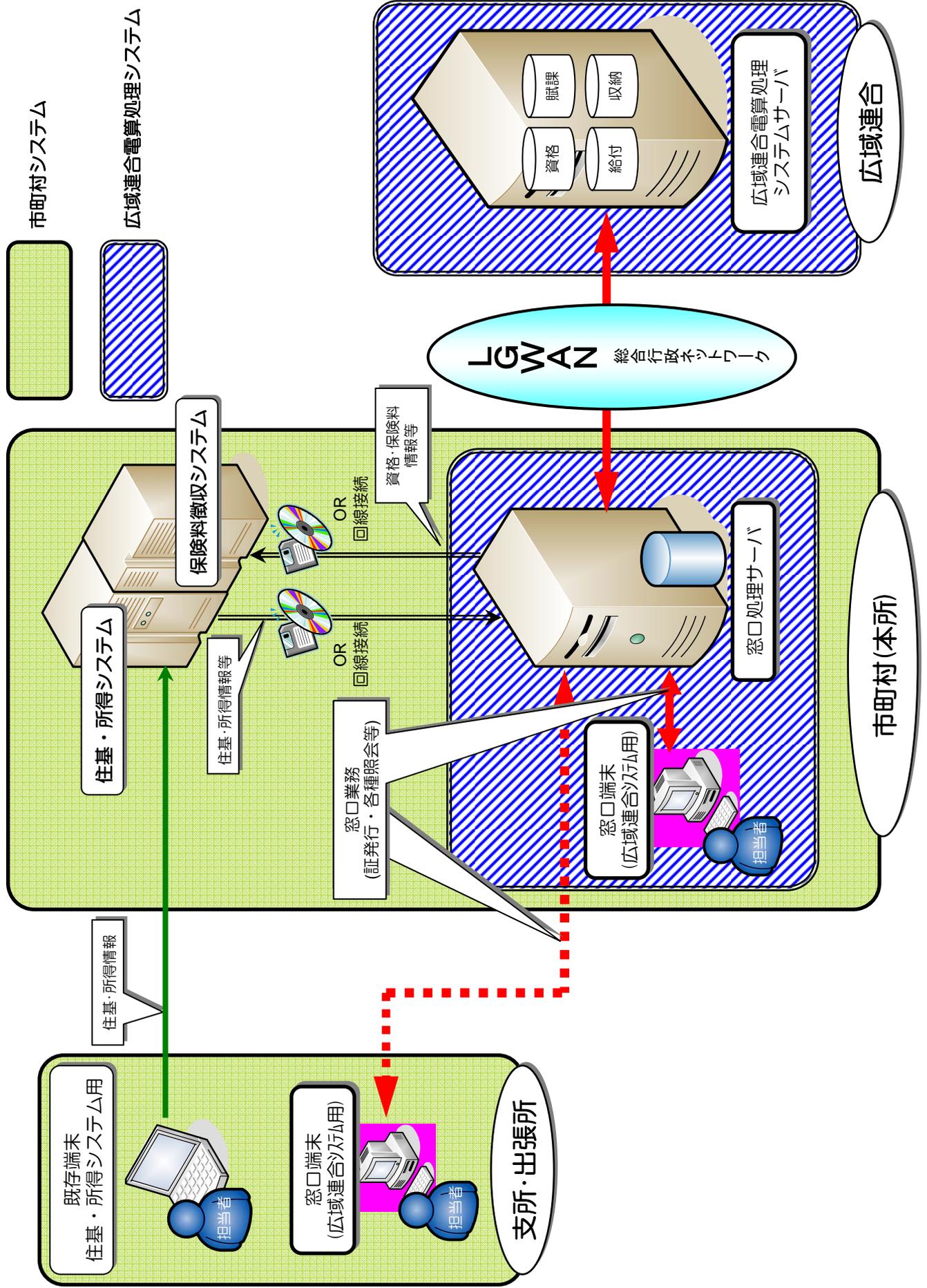
イ 運用試験：19年9～10月頃

② 経常業務

ア システム開発等：～19年10月頃

イ 運用試験：19年11月～20年3月頃

広域連合電算処理システムにおける市町村と広域連合連携イメージ（案）



国が提供するシステム(広域連合電算システム)の機能(検討中)

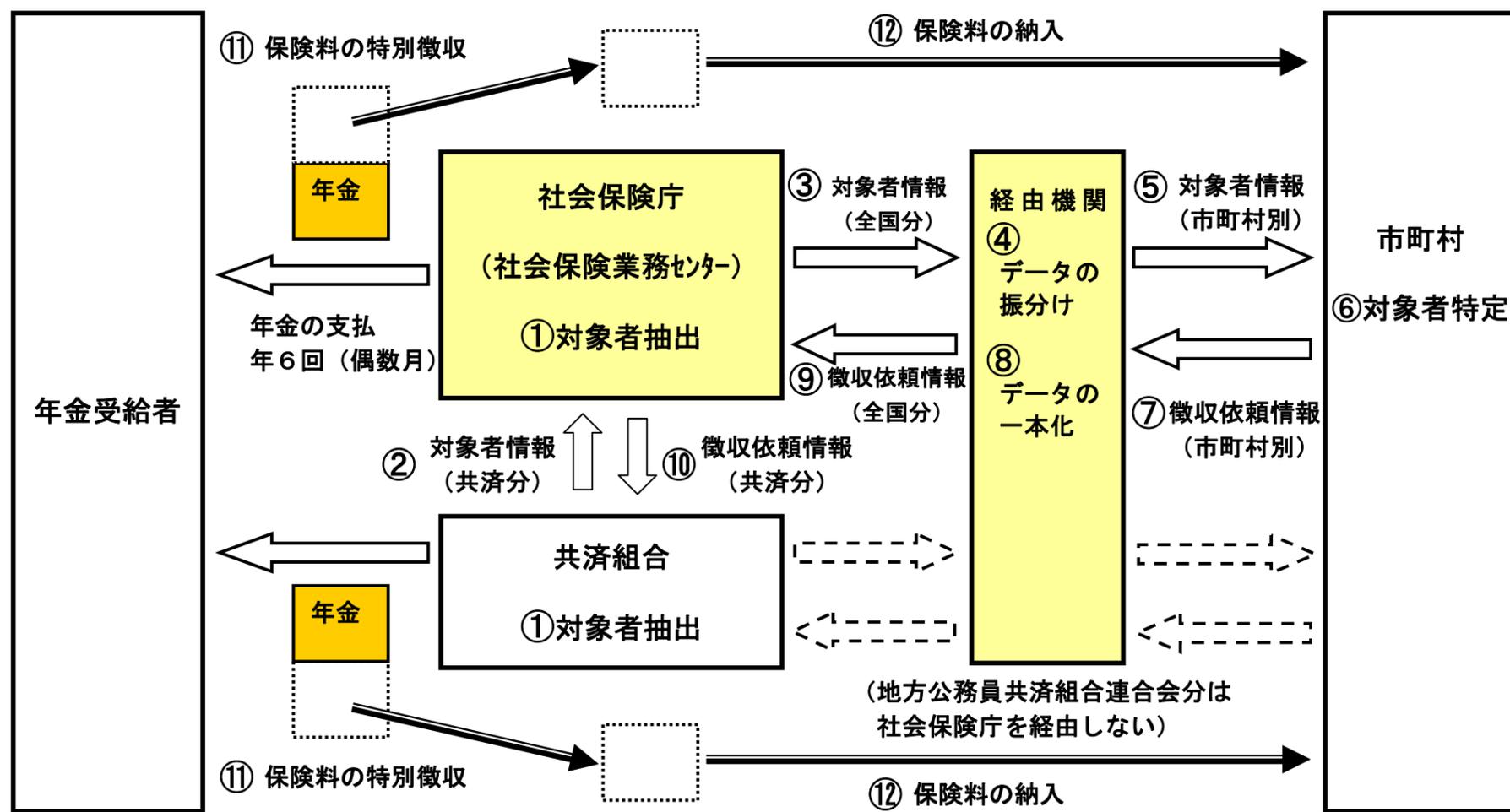
| | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 資格関係業務 | |
| 被保険者記録 | 被保険者台帳管理 |
| | 取得・喪失・変更処理 |
| | 訂正・取消・履歴修正 |
| 被保険者証 | 被保険者証の作成 |
| | 資格証明書の作成 |
| | 減額認定書の作成 |
| 帳票作成 | 被保険者台帳 |
| | 被保険者異動整理簿 |
| | 75歳到達者リスト |
| 2. 保険料関係業務 | |
| (1) 賦課 | |
| 保険料率試算 | 保険料率試算 |
| 仮算定 | 被保険者別賦課額計算 |
| | 賦課台帳 |
| 本算定 | 被保険者別賦課額計算 |
| | 賦課台帳 |
| 異動賦課 | 被保険者別賦課額計算 |
| | 賦課台帳 |
| 所得把握 | 簡易申告 |
| (2) 収納 | |
| 収納状況 | 被保険者別収納台帳 |
| 滞納者対策 | 滞納状況を把握するための統計リスト |
| 3. 給付関係業務 | |
| 給付費管理 | 被保険者管理 |
| | 世帯管理 |
| 高額療養費 | 被保険者管理 |
| | 世帯管理 |
| 医療費通知 | 被保険者単位の作成 |
| | 世帯単位の作成 |
| 第三者求償行為 | 対象者の抽出 |
| | 対象者宛通知の作成 |
| レセプト資格点検 | 被保険者台帳との突合 |
| レセプト内容点検 | 縦覧点検 |
| | 医科と調剤レセの突合 |
| レセプトの磁気保管 | |
| 高額医療・高額介護の合算 | |

| | |
|---------------------------|-----------------|
| 4. 保健事業関係業務 | |
| 重複・多受診者 | 統計表の作成 |
| | 対象者リストの作成 |
| 長期入院者 | 統計表の作成 |
| | 対象者リストの作成 |
| 疾病分類 | 統計表の作成 |
| 生活習慣病 | 対象者リストの作成 |
| 無受診者 | 統計表の作成 |
| | 対象者リストの作成 |
| 5. 統計関係業務 | |
| 年報・月報 | 作成 |
| 支援金 | 申請書作成 |
| 公費負担 | 申請書作成 |
| 厚生労働省報告統計 | 毎月医療費等作成 |
| 医療費分析 | 年齢階層別医療費・医療費諸率等 |
| 6. 市町村窓口関係業務(端末処理) | |
| 被保険者証 | 被保険者証の作成(異動分) |
| | 減額認定書の作成(異動分) |
| 療養費 | 申請受付け |
| 高額療養費 | 申請受付け |
| | オンラインによる支給額の確認 |
| 保険料賦課 | オンラインによる保険料額の確認 |
| 保険料減免 | 減免申請の受付け |
| 住民基本台帳情報 | 住基情報を広域連合へ送付 |
| 税情報 | 税情報を広域連合へ送付 |

後期高齢者医療制度における市町村の事務とシステムの関係

| | 業務内容 | 市町村の事務 | 市町村の事務で使用するシステム |
|-----------------|----------------------|----------------------------|-----------------|
| 資格関係業務 | 65歳以上、75歳未満の者の被保険者認定 | 住基情報の提供 | 市町村 |
| | 75歳到達予定者の把握 | 情報の提供 | 市町村 |
| | 資格取得・喪失の届出受理 | 資格取得届・喪失届受付(窓口事務)・入力 | 広域連合 |
| | | 居所不明者の調査事務 | 市町村 |
| | | 資格に関する情報提供 | 市町村 |
| | | 広域連合からの資格情報の取り込み | 市町村 |
| | 被保険者証の交付 | 住基情報の提供 | 市町村 |
| | | 被保険者証の随時交付(窓口事務) | 広域連合 |
| | 被保険者証の回収 | 窓口での受け付け | 市町村 |
| | 資格証明書の発行 | 滞納情報の提供 | 市町村 |
| | | 資格証明書の交付(窓口事務) | 広域連合 |
| 住基情報による届けのみなし | 住基情報の提供 | 市町村 | |
| 住所地特例 | 住基情報の提供 | 市町村 | |
| 保険料関係業務 | 保険料率の決定 | 税情報の提供 | 市町村 |
| | 保険料の減免 | 減免申請受付(窓口事務)・入力 | 広域連合 |
| | 保険料の徴収猶予 | 徴収猶予申請受付(窓口事務)・入力 | 広域連合 |
| | 被扶養者に係る保険料減額賦課 | 減額申請受付(窓口業務)・入力 | 広域連合 |
| | 保険料徴収 | 保険料の収納 | 市町村 |
| | | 納入通知書の送付 | 市町村 |
| | | 督促状の送付 | 市町村 |
| | | 滞納処分延滞金の徴収 | 市町村 |
| | | 徴収方法(特別・普通)の決定 | 市町村 |
| 特別徴収依頼の作成 | 市町村 | | |
| 給付関係業務 | 一部負担金の割合の減 | 減免申請受付(窓口事務)・入力 | 広域連合 |
| | 償還払いの審査・支払 | 高額療養費及び療養費の支給申請受付(窓口事務)・入力 | 広域連合 |
| | | 標準負担額減額申請受付(窓口事務)・入力 | 広域連合 |
| | 葬祭費等の支給 | 申請受付(窓口事務)・入力 | 広域連合 |
| | 給付制限 | 滞納情報の提供 | 市町村 |
| 第三者行為による損害賠償請求権 | 届出の受付(窓口事務)・入力 | 広域連合 | |

保険料の特別徴収の基本的な事務処理の流れ



- ① 年金保険者において特別徴収の対象となる年金を受給している者を抽出
- ② 共済組合（地共済は除く。以下同様）において抽出した対象者情報を社会保険庁へ送付
- ③ 社会保険庁から社会保険庁分と共済組合分の対象者情報（全国分）を経由機関へ送付
- ④ 経由機関において対象者情報（全国分）を市町村別に振り分け
- ⑤ 経由機関から対象者情報（市町村別）を市町村へ送付
- ⑥ 年金保険者から提供された情報に基づき、市町村において特別徴収の対象者を特定
- ⑦ 市町村から経由機関へ徴収依頼情報（市町村別）を送付
- ⑧ 経由機関において徴収依頼情報（市町村別）を集約（全国分を一本化）
- ⑨ 経由機関から社会保険庁へ徴収依頼情報（全国分）を送付
- ⑩ 社会保険庁から共済組合へ共済組合分の徴収依頼情報を送付
- ⑪ 年金保険者において定期支払時に支払われる年金から保険料を徴収
- ⑫ 年金保険者において徴収した保険料を市町村へ納入

※ 地共済分は地方公務員共済組合連合会を窓口として、経由機関を介し市町村とデータ授受を行う。